

# 生駒市リニア中央新幹線中間駅誘致推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、生駒市リニア中央新幹線中間駅誘致推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の東京、大阪間の全線早期建設と中間駅の関西文化学術研究都市高山地区への誘致を実現することを目的とする。

(取り組み)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の取り組みを行う。

- (1) 建設促進及び中間駅誘致に関する情報の収集
- (2) 建設促進及び中間駅誘致に関する調査研究及び広報啓発
- (3) 建設促進及び中間駅誘致に関する関係機関への陳情、要望活動
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は参加会員と特別会員とし、第2条の目的に賛同する団体等をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に会員の中から次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事

2 会長は、生駒市長とする。

3 副会長及び理事は、会長が指名する。

4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

5 役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員が辞任または任期を満了する場合においては、当該役員はその後任者が就任するまでの間は、その職務を引き続き行わなければならない。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員会)

第7条 役員会は、役員により構成され、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長があたる。

(賛同者)

第8条 会長は、会員とは別に本会の目的に賛同する個人や団体等を賛同者として募集することができる。

(事務)

第9条 本会の事務は、生駒市開発部地域整備課において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年8月1日から施行する。